

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）について

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる
フロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者（所有者など）は
機器を適切に管理する必要があります。

<対象機器>

業務用のエアコンディショナー及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われている機器（以下「機器」という。）が対象です。

<機器を使用しているときの管理者の責務> 「管理者の判断基準」の遵守

①適切な場所への設置等

- 機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全をすること。

②機器の点検

- 全ての機器を対象とした簡易点検を実施（3カ月に1回以上）すること。
- 一定の機器について、専門知識を有する者による定期点検を実施すること。

法律上必要な定期点検の頻度

製品区分	機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	点検の頻度
エアコンディショナー	7.5kW 以上 50kW 未満	3年に1回以上
	50kW 以上	1年に1回以上
冷凍冷蔵機器	7.5kW 以上	1年に1回以上

フロン類漏えい防止のため法律で点検が義務づけられています！



③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

- 冷媒漏えいが確認された場合、修理なしでのフロン類の充填は、原則禁止です。

フロン類の充填・回収は、県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみが行うことができます。

④点検等の履歴の保存等

- 適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存すること。
- 機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

点検の記録は、機器を廃棄するためのフロン類の引渡し完了した日から3年間保存してください。

この他、管理する機器から一定以上のフロン類が漏えいした場合、漏えい量を国へ報告する必要があります。（フロン類算定漏えい量報告・公表制度）

<機器を廃棄するときの管理者の責務>

機器を廃棄する際、その機器に充填されていたフロン類の回収・処理は、費用負担も含め、管理者が行う必要があります。自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

- フロン回収後、第一種フロン類充填回収業者から交付される引取証明書を3年間保存してください。
- 廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す際は、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。フロン類の回収が証明できない機器は引き取ってもらえません。

※廃棄物リサイクル業者が第一種フロン類充填回収業者の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

【お問合せ先】和歌山県環境管理課企画指導班

TEL:073-441-2688 FAX:073-441-2689